

# 「かさま男女共同参画推進フォーラム2010」を開催します

テーマ ～チャレンジ！ 共に輝こう あなたとわたし～

家庭、職場、学校、地域、その他のあらゆる分野において男女共同参画への関心と理解を深め、笠間市の男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進するため「かさま男女共同参画推進フォーラム2010」を開催します。

日時 11月23日(火)

開場12時 開会13時

会場 友部公民館3階

大ホール

内容

○オープニング

友部小学校合唱隊

○表彰式

男女共同参画推進作文入賞者

○認定式

男女共同参画推進事業者の認定

○パネルディスカッション

【コーディネーター】

林家まる子さん

(いばらき大使、おはよう茨城リポーター)



林家まる子さん

【パネリスト】

家族経営協定農家、女性区長、男女共同参画推進認定事業者、笠間市秘書課

入場料・託児 無料

定員 300人

※事前の申し込みは必要ありません。当日、会場までお越しください。ただし、託児をご希望の方は11月10日までに、電話でお申し込みください。※駐車台数には限りがありますので、乗り合わせでご来場ください。

問合せ・申込み

秘書課 男女共同参画推進室(内線225)

11月11日は「いいパートナーの日」です

11月11日は、笠間市男女共同参画推進条例で定めている「いいパートナーの日」です。これは、『数字がみんな「1」で、みんな平等であり、同じ一人の人間である』という理由で決定しました。家庭や職場、学校、地域などで男女のより良いパートナーシップを築くために、身近なところから男女共同参画を目指しましょう。

## 医療福祉制度(マル福)をご存知ですか

マル福制度とは、各種健康保険の加入者が、病院や歯科医院などの医療機関を受診したときに、医療費が助成される制度です。この制度を利用するには申請が必要となります。種類ごとに一定の所得要件がありますが、該当すると思われる方は申請手続きをお願いします。

また、平成22年10月より県制度が改正され、小児マル福の対象年齢が未就学児までだったものが小学校3年生まで拡大されました。この改正に加え、笠間市では単独事業として4年生から6年生までの児童もマル福対象とすることとなりました。

マル福の種類	対象者	申請に必要なもの	助成額	
			県補助対象助成額	市単独助成額
小児	小学校6年生までの小児	保険証、印鑑、銀行の通帳またはカード	保険自己負担額から医療福祉費自己負担額を除いた額	医療福祉費自己負担額(外来・入院) 入院時食事負担額
妊産婦	母子手帳を交付されている妊産婦で、受給対象疾病に該当する方	母子手帳、保険証、印鑑、銀行の通帳またはカード、妊産婦医療福祉費受給者証交付申請書	医療福祉費自己負担額 1 医療機関 外来1日600円 1か月2日限度 入院1日300円 1か月10日限度	医療福祉費自己負担額(外来・入院) 入院時食事負担額の1/2
母子・父子	母子家庭・父子家庭	保険証、印鑑、戸籍謄本、銀行の通帳またはカード	保険自己負担額	入院時食事負担額の1/2
重度障害者	身体障害者手帳1・2級および内部障害3級の方 療育手帳(A)、A判定の方 障害年金1級受給者	障害を証するもの(身体障害者手帳、療育手帳、障害年金証書)、保険証、印鑑、銀行の通帳またはカード	保険自己負担額	入院時食事負担額の1/2

申請・問合せ 保険年金課(内線143) 笠間支所市民窓口課(内線72103) 岩間支所市民窓口課(内線73182)

らくようかん  
楽腰館

東平鍼・灸接骨院

笠間市東平2丁目12番8号

TEL 0296-77-9939

休診日/木曜日

土・日 診療中!

県立中央病院通り沿い

●往療可

●急患受付

●通院送迎実施中(無料)

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
午前9:00~12:30	○	○	○	/	○	○	○
午後2:30~ 8:30	○	○	○	/	○	○	○